

浜松市リハビリテーション病院 奨学金貸与規則

(目的)

第1条 この規約は、将来、浜松市リハビリテーション病院に勤務を希望する看護師の修学を志す者の為に学資の便宜を計り、その志望達成の奨学援助を目的とする。

(資格)

第2条 この奨学金の対象者は、看護学校（3年課程・2年課程）、大学、短大に許可された者又は在学する者のうち、資格審査に合格した者とする。

(貸与の申請)

第3条 奨学金の貸与を希望する者は、次に掲げる書類を浜松市リハビリテーション病院に提出しなければならない。

- | | |
|------------|------------|
| ① 奨学金貸与申請書 | ③ 奨学金振込依頼書 |
| ② 誓約書 | ④ 成績証明書 |

(貸与の決定)

第4条 貸与の決定は、前条の提出書類に基づいて内容を審査し、面接の上、代表者名をもって貸与の可否を決定する。

(貸与の額及び方法)

第5条 奨学金貸与は、最終学年の1年間を対象に月額30,000円を貸与する。

貸与方法は、申請を受理し、決定を下した年度の4月から卒業予定日の属する月までとし、毎月末、指定口座への振込にて支給する。なお、5月以降に貸与を決定した場合は、4月から貸与決定月までの総額を初回支給時に一括支給し、以降、毎月末支給する。

(貸与を受ける者の義務)

第6条 貸与の決定を受けた者は、その目的に従って健康に留意し勉学に勤しまなければならない。

(貸与の中止)

第7条 次の各号に該当する場合には、貸与を中止する。

- ① 退学をした時
 - ② 停学処分を受けた時
 - ③ 貸与を辞退した時
 - ④ 死亡した時
 - ⑤ 成績が著しく不良の時
 - ⑥ その他、奨学金貸与の目的を達成する見込が無くなったと認められる時
2. 奨学生が休学する場合には、休学開始の日の属する月の翌月から、復学する日の属する月の分まで貸与を中止する。

(返還)

第8条 次に該当する場合は、契約破棄の時点から1ヶ月以内に全額返還しなければならない。

- ① 卒業後、浜松市リハビリテーション病院に就職が不可能になった者
- ② 奨学金返還終了前に勤務の病院が不可能となった者
- ③ 第7条第1項に該当する者
- ④ 卒業後1年以内に、看護師の資格免許を取得しなかった時

(返還債務免除)

第9条 卒業後、当該資格を取得した後に浜松市リハビリテーション病院に勤務した者は、その業務従事期間に応じて、次の算出方法によって、返還債務を免除する。

〈返還債務免除額〉

$$1. \quad \text{= 奨学金貸与総額} \times \frac{\text{B=浜松市リハビリテーション病院業務従事月数}}{\text{A=貸与を受けた月数} \times 3/2}$$

また、業務従事期間（月数）が奨学金の貸与を受けた期間（月数）を超えた時は、その貸与総額を免除する。

2. 死亡、心身の障害、疾病その他事情やむを得ないと認められた場合において返還期間の延長または、奨学金額の一部又全部を免除することがある。

(返還の猶予)

第10条 浜松市リハビリテーション病院代表者は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号に該当する場合には、当該各号の理由が継続する間、奨学金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- ① 第7条第1項規定によりこの奨学金の貸与契約が解除された後も引き続き在学している時
 - ② 卒業した後、更に他種の養成施設において修学している時
 - ③ 災害、病気その他の理由により奨学金の返還が困難であると認められた時
2. 前項の規定により、奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書に在学証明書又は診断書等その事を照明する書類を添えて、浜松市リハビリテーション病院代表者に提出しなければならない。

(損害金及び違約金)

第11条 1. 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくして貸与金を返還すべき日までにこれを返還しなかった時は、返還すべき日の翌月から返還した日までの期間に応じ、当該未返還金額に対し年10%の割合で計算した損害金を払わなければならない。

2. 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由なくして本規則の目的に反して貸与金を使用した時は、貸与期間に応じ、当該未返還金額に対し年利5%の割合で計算した利息を払わなければならない。

(保証人)

第12条 保証人は、独立の生計を営む2名を要し、1名は父兄、1名はその他の者で随時本人と連絡できる者でなければならない。

(保証人の義務及び届け出)

第13条 1. 保証人は、当該学生が貸与を受けた奨学金の全額又は一部の変換の必要が生じ本人に返還能力がない時は、代わって返還の義務を負わなければならない。

2. 保証人が死亡、転居、改姓等の異動を生じた場合は、遅滞なく届け出なければならない。

(改廃)

第14条 この規約の改廃は、浜松市リハビリテーション病院が行う。

(付則)

2012（平成24）年4月1日施行
2020（令和2）年4月1日改訂